



山形県公報

令和3年4月20日(火)
第198号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政改革課) ……439
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数……………(がん対策・健康長寿日本一推進課) ……440
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(管財課) ……441

告 示

山形県告示第375号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、令和4年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 令和3年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 柴 田 真 人
住所 西村山郡河北町大字岩木984番地の2
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第376号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハギウダ	デイサービス歩夢 東置賜郡高畠町高畠173番地2	通 所 介 護	令和 3. 3. 31

山形県告示第377号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、山形県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数を次のように定め、令和3年6月1日から施行し、平成25年5月県告示第491号（国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数）は、令和3年5月31日限り廃止する。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

54名

山形県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

山形県告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
北村山郡大石田町大字今宿地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年4月13日から同年6月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市内の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年5月27日から令和3年3月23日まで
- 3 作業の種類
公共測量（写真地図作成）

山形県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域

- 山形県全域
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年4月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
山形県庁舎に係る電力の供給
契約電力 常用電力1,530キロワット、使用電力量19,375,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部管財課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2064
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号
- 5 特定調達契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
【常用電力】 令和3年度分から令和7年度分	1,322.48円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1kWhにつき）	
令和3年度分から令和7年度分	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和3年4月20日印刷 発行所 山形県庁
令和3年4月20日発行 発行人 山形県